

「南越雑話」(六) — 翻刻と現代語訳 —

「南越雑話」輪読会

二 「南越雑話」中巻―翻刻と現代語訳― (承前)

中巻―第一四話

一 堀江源左衛門ハ馬廻リノ士也、或時吉品公、鷹狩ニ出玉ウ、途中ニテ源左衛門ニノ玉フ、若今汝ニ足輕ヲ預ケシメバ、事アラン時如何ツカハンヤ、源左衛門答テ云、仮令ハ二十人ノ足輕ヲ預ケ下サレバ、事ニ臨マバ、先ツ用ニ足サル者、四五人モ討テ捨ベシト、吉品公黙然タリ、数日ナラズシテ、源左衛門ヲ足輕大将ニ命ゼラル

【注釈】

○堀江源左衛門…「諸士先祖之記」と『藩士履歴』「姓名録」で異なる部

分があるが、寛文十一年(一六七二)に家督を相続した久忠と考えられる。二〇〇石、外役料一〇〇石。この役料は源左衛門が元禄六年(一六九三)に水主頭、同九年に「麻生様附」となった際にそれぞれ五〇石ずつ加増されたものである(『藩士履歴』)。水主頭は、藩主の乗る御座船を預かり、水夫である足輕二〇人を指揮して三国港に下ったり川漁の際に操船したりしたとされる(『福井藩史事典』)。また「麻生様」は、光通の子布与(麻布姫)で鍋島綱茂正室(『福井市史資料編4』「一越前松平家系図」、「国事叢記」)。源左衛門の祖父堀弥兵衛は、堀秀政の一族であったが慶長年間に家が断絶し、その後前田利長に仕えて大坂冬の陣で真田丸の下において討ち死にした。堀江姓は、母が朝倉氏の家臣堀江利茂の娘であったため、これを継いだものという。父久正は、光通の代、明暦元年(一六五五)「從越後、清池院(光通正室国姫)様御附人御取次役勤」として罷り越したとされている(『諸士先祖之記』)。堀江家は「光通給帳」では一五〇石であったが、「吉品給帳」で二〇〇石となり、その後斉承以降幕末まで一五〇石。○馬廻り…一般には大将の乗った馬の周囲にあって警護を役目とする騎馬隊を指す。

〔現代語訳〕

堀江源左衛門は、大将の乗った馬を警護する馬廻りの侍である。

ある時吉品公が鷹狩りに出られ、その途中で源左衛門におっしゃった。「もしお前に足軽を預けたならば、有事の際にどのように遣うか」。源左衛門は答えていった。「たとえは、二〇人の足軽をお預けくださるならば、事変に臨んでまず用に足りない者を四五人ばかり討って捨てるでしょう」と。この時、吉品公は黙っておられたが、数日を経ずして源左衛門を足軽大将に命ぜられた。

(柳沢美美子)

中巻―第一五話

一吉品公、或時鶴鷹野ニ出玉フ、持足軽数十人ヲシテ、江河ニ入レテ、鶴ヲハシメラル、一人ノ足軽、絹ノ下帯ヲシタルヲ見トメ玉ウ、時ニ彼者人ニ持スル所ノ脇指ヲ取ヨセラル、左右皆、奇異ノ思ヒヲナス、サテ彼ノ脇指ヲ抜テ見玉フニ、利刃霜ノ如シ、其時近習ノ士ニ玉フ、彼ノ奴、分ニ過タル奢ナリ、然レトモ仕官ノ魄トスルモノ如此ナレハ、敢テ其奢ヲ正スニ及ハスト

〔注釈〕

○鶴：クイナ科の鳥。全長約三二センチメートル。全身灰黒色で体の下面はやや淡い。下尾筒の白色と額の紅色が目立つ。あしは暗緑黄色。湖沼・水田などの茂みにすみ、小動物や草の種子などを食べる。鳴き声は笑い声に似ているので「パンの笑い」などという。南北アメリカ、アフリカ、ヨーロッパに広く分布し、アジアでは西部・南部から東部の沿海州、サハリン

まで繁殖する。北海道・本州では夏鳥で、九州では留鳥が多い。類似種のオオバンは額・嘴が青白色で、あしに水かきをもつので区別できる(『日本国語大辞典』)。○持足軽：福井藩の卒分の職制か。貞享三年(一六八六)「半知二付家中減員覚帳」(福井市史資料編4「五五」)には、足軽として「御持足軽」御先足軽「御留守足軽」が記載されている。○江河：①大きな川。②海の入江や湾(『日本国語大辞典』)。○下帯：①肌着の帯。上帯に對していう。②褌や腰巻きをいう(『日本国語大辞典』)。○利刃：よく切れる刀。利剣(『日本国語大辞典』)。○霜ノ如シ：霜劍。霜のように冷たく白く輝銀利な劍。氷のやいば(『日本国語大辞典』)。○魄：(武士のたましいといふところから)刀の異称(『日本国語大辞典』)。

〔現代語訳〕

吉品公は、あるとき鶴の鷹狩りにお出かけになった。同行していた吉品公の持足軽を川の中に入れ、鶴を追い込めさせた。そうしたところ、吉品公は、川に入った足軽の一人が絹の下帯を締めていることにお気づきになった。そこで、その足軽が人に預けていた脇指を持つてこさせた。吉品公の近くにいた人は皆珍しいことだと思っていたが、吉品公がその脇指を抜いてご覧になると、その脇指は霜劍のように鋭い刃をもつ名刀であった。これを見た吉品公は、近習の侍に向かって、「かの足軽は身分不相応の贅沢品を持つている。しかし、藩への仕官のための刀であるので、あえてその贅沢を咎めるには及ばない」と仰ったという。

(長谷川裕子)

中巻―第一六話

一吉品公江戸参勤ノ時、大井川ヲ越玉フ時力、水俄ニマサリケルニ

ヨリ、上下大ニ周章騒^{アハテ}ヒテ、先ニ越ン事ヲ争フ、制スレ共キカズ、吉品公甚怒ラセラレ、御目付西尾伝兵衛ヲ召テノ玉フ、如此騒動スル事ハ何事ゾ、早ク取鎮メヨトテ叱リ玉フ、伝兵衛色ヲ正シテ云ク、先君ヨリ鎮リ玉ヘ、君御セキナサル、故ニ、下々騒動スト申上ル

〔注釈〕

○江戸参勤：福井藩の参勤交代について、そのサイクル（藩主ごとの実施回数や実施時期の傾向等）や経路について詳細に分析した印牧信明の研究がある（『福井藩の参勤交代に関する基礎的考察』『奈良史学』一九号、二〇一一年）。これによれば、吉品の時期の参勤は貞享四年（一六八七）が初見で、宝永七年（一七一〇）が終見であるが、この間に記録上二四回実施された。二四回中、一六回が東海道を經由するルートを通った（東海道路以外の場合は中山道を經由するルートであった）。また、福井藩の場合、三月に福井を発駕し、四月に江戸へ着府するのが通例であった。吉品の時期は、四月に江戸着府する場合がほとんどであった。○大井川：遠江・駿河兩國の境を流れる河川。川幅が広く急流のため架橋は困難で、近世を通じて歩行（徒越）によって渡河した。福井藩の参勤交代の所要日数は、通常一四日前後要したが、日数がかかる一因として、大井川の川留め（「川支」により、足止めとなる場合がしばしばあった（前掲印牧論文）。元禄三年（一六九〇）の江戸出府に際しては、吉品一行は大井川を臨む金谷宿（静岡県島田市）に泊した（『国事叢記』）。○周章：慌てる。落ち着きを失う。○西尾伝兵衛：上巻第三一話参照。○色を正す：顔つきを真剣にする。ここでは「あらため」と読んでいるカ。○せく：急ぐ。焦る。苛立つ。

〔現代語訳〕

吉品公が江戸へ参勤された時、大井川をお越えになった時であったか、水がにわか増してきたので、身分が上の者も下の者も大いに慌て騒いで、我先に越そうと争った。制止しても聞かず、吉品公は甚だお怒りになって、御目付の西尾伝兵衛を召てお叱りになった。「このように騒動するとは何事ぞ。早くとり鎮めなさい」とお叱りになった。伝兵衛は顔つきを真剣に改めて言った。「まず君子からお鎮まりになってください。君子がお急きになるがゆえに、下々の者は騒動するのです」と申し上げた。

（石川美咲）

中巻―第一七話

一平岡仁兵衛江戸ヨリ帰ル時、何レノ所ニテ、公儀ノ御茶壺ヲ酒店ノ前ニオキ、役人内ニ入テ酒ヲ飲ム、仁兵衛是ヲ知ラズシテ馬上ニテ通ル、其方ノ役人、立出テ仁兵衛ガ無礼ヲ咎ム、仁兵衛種々罪ヲ謝スレトモキカズ、仁兵衛カ云、我無礼辞ヲツクシテ謝スレトモ免シ玉ハズ、是非ナキ次第也、然シナガラ如此大切ナル御茶壺ヲ外ニ打置テ、内ニイリ酒宴シ玉フ故ニ我モ見アヤマツテ騎打セリ、我罪ヲ正サル、ニ於テハ、我モ又江戸ニ帰リ、其方ノ鹿末ノ取扱ヒヲ、公儀へ訴ヘン、彼ノ輩大ニ周章テ、返テ仁兵衛ニ詫ル、仁兵衛却テ免サズ、強テ詫ヲ以テ和平ス、後年吉品公、仁兵衛ヲシテ諸人ニ令セラル、事アリ、仁兵衛諾セズシテ諫争ス、是諸人ノ難儀ニ及ブ事故、諸人ノ為ニ仁兵衛一人、其難ニ代ラン事ヲ願フ、忠アリ、仁アリ、勇アリ、然レトモ、一度令セラレタル事ナ

レハ免ルシ玉ハス、竟ニ閉門サセラル、其後近習ノ士ヲシテ密ニ宥メ玉ヘトモ用ズ、士タル者ノ一言金石、頭ヲ刎ラル、トモ諾セジ、只死ヲ以テ君恩ニ報ゼント云、吉品公尚仁兵衛ヲ惜ミ玉ヒ、英氣ノ撓ムヲ待玉フ故ニ、十六年ガ間閉籠ル、墻壁崩レ落テ、家内見ヘスキヌ、仁兵衛顔色ヲトロエ、毛髮肩ヲスグルト云、十六年目ニ暇ヲ玉ヒ、知行所ニ蟄居シ、年ヘテ死ス

〔校訂〕

①訟ヘン↓⑤訴ヘン ①見ヘスキヌ↓⑤見エスキタ ①晦↓⑤暇

〔注釈〕

○平岡仁兵衛：諱、生没年不明。「光通給帳」「綱昌給帳」にそれぞれ三〇〇石とある。○御茶壺：徳川將軍家に宇治茶を献上するための行列を御茶壺道中といい、通る街道は入念な道普請が行われたり、行列に対しては下馬の礼が行われたりした。○騎打：乗打のことで、下乗の礼を欠くこと。

〔現代語訳〕

平岡仁兵衛が江戸より帰る時、何れの所で、公儀の御茶壺を酒店の前に置いて役人が中に入つて酒を飲んでた。仁兵衛はこれを知らずに馬に乗ったまま通つてしまった。その役人が出てきて仁兵衛の無礼を咎めた。仁兵衛はいろいろ罪を謝つたが役人達は聞かなかつた。仁兵衛が云つたことは、「わたしの無礼について言葉を尽くしたけれども許していただけなかつたのは仕方ないことだ。だけれども、そのように大切な御茶壺を外におき、中に入り酒宴をなされたので、わたしも見あやまつて下乗の礼を欠いてしまった。私の罪をただすのであれば、わたしも江戸に帰つて、あなたの方のおろそかな取扱いを公儀へ訴える」であつた。かの役人達は大いにあわて、逆に仁兵衛に詫びたが、仁兵衛は予想に反して許さなかつた。重ねて詫び

たことで和解した。

後年、吉品公が仁兵衛から、諸人に命令をさせることがあつた。仁兵衛は承諾せず、主君に対して諫めた。これは諸人に難儀が及ぶ事なので、諸人のために仁兵衛が一人その難に代わることを願つたためである。忠があつて、仁があつて、勇があることである。だけれども、一度命ぜられたことなので、ついに閉門させられた。その後、近習の士をつかわし秘かに有めなされたけれども受け入れず、「士たる者の一言は金石に同じ、頭を刎ねられたとしても承諾できない。ただ死によつて主君の恩に報いるのだ」と云つた。吉品公はなお仁兵衛を惜しんで気性が丸くなるのを待たれたがために、一六年の間、閉じこもることになつた。墻壁が崩れて家の中がすいて見えたところ、仁兵衛の顔色は衰え、毛髮は肩をすぎていた云われる。一六年目に暇をあたえられ、知行所に蟄居し、年を経て死んだ。

(九千房英之)

中巻―第一八話

一河田角兵衛先武頭ヲ勤ム、病氣ニヨツテ嫡子主税代番ヲツトム、或時大手下馬門勤番ノ時、御小人荒木五郎右衛門ト云モノ雨天ニヨリ笠ヲカムリ通ル、下番ノ御足軽トモ是ヲ咎ム、五郎右衛門ガ云、雨フリノ笠ハ前々ヨリ免サル、所ナリト答フ、番人押返シテ、雨フリナレバトテ番所ヲ笠ヲキル法ヤアル、ヌガズバ通スマジジトテ棒ヲ以テ押しム、五郎右衛門ガ云、軽キ者ナレバトテ帯刀ヲスル者ヲ棒ニテ留ル法アルヤトテ刀ヲ拔テ足軽二人ヲ斬ル、河田毛鎗ヲ以テ立向フト云ヘトモ手ニ余ルヤウス也、然レトモ大勢下リ

合テ、終ニ五郎右衛門ヲ切留ル、後シテ河田父子三人改易セラレ、
五郎右衛門ニハ幼息アリシガ扶持ヲ玉ハリ、後年御小人ニ召出サ
ル

〔校訂〕

① 河田モ終ニ五郎右衛門ヲ切留ル⑤ 河田モ鎗ヲ以テ立向フト云ヘトモ手
ニ余ルヤウス也、然レトモ大勢下リ合テ、終ニ五郎右衛門ヲ切留ル

〔注釈〕

○ 河田角兵衛：「光通給帳」にて名前が確認できる。二五〇石。また、「綱
昌給帳」に「河田寛兵衛」として同一と考えられる名前が確認できる。○
武頭：武家時代、同心・足軽などの組や弓組・鉄炮組などのかしら。も
がしら（『日本国語大辞典』）。○先武頭：先物頭のことと思われる。福井藩
の先物頭は、平時は下馬門・切手門の警衛にあたっていた（『福井藩史事典』）。
○河田主税：「綱昌給帳」には、「河田主税」という名前が見られる。四〇〇石。
○代番：本人に代わって勤番すること。また、その人（『日本国語大辞典』）。
○勤番：交代して勤務につくこと。また、その番（『日本国語大辞典』）。
小人：江戸時代、幕府・諸藩の職名。小人頭に属して雑役に従事したもの。
小者ともいう。幕府の小人は、一五俵、一人扶持、その数四五〇〜五〇〇
人ぐらいで、それを三組に分け、各組に頭一人、組頭二人を置いた（『日本
国語大辞典』）。なお、「福井市史通史編2」に掲載されている「役方の職制」
（一一二頁）では、福井藩の大奥広敷用部屋と右筆部屋にて目見以下の者が
務める役職として「小人」が掲載されている。○下番：江戸幕府の職名。天守、
富士見宝蔵などに置かれ、建物の守衛にあたった（『日本国語大辞典』）。文
中の「下番」も同様に、福井藩において建物の守衛にあたる人々だったと
考えられる。

〔現代語訳〕

河田角兵衛は先物頭を勤めていた。病気の嫡子主税に代わって勤務にあ
たっていた。ある日、大手下馬門の番にあたっていた時、御小人の荒木五
郎右衛門という者が雨天であったことから笠をかぶって通りかかった。守
衛の御足軽たちはこれを咎めた。五郎右衛門は「雨が降っているときに笠
をかぶるのは以前より許されていたところである」と言った。番人は「雨
が降っているからといって番所を笠を着て通るなどという法があるものか、
笠を脱がないなら通さない」と言って、（番所を通ろうとする五郎右衛門を）
押し返し、棒を使って押し止めた。五郎右衛門は、「身分が低い者であるか
らといって、刀を帯びている者に対して棒で止める法があるものか」と言っ
て、刀を抜いて足軽二人を斬った。河田も、槍で立ち向かったが手に余る
様子であった。だが、大勢は決し、遂に五郎右衛門を斬って番所の通行を
止めた。その後、河田父子と五郎右衛門の三人は改易され、五郎右衛門に
は幼い子どもがあつたが扶持を与えられ、後年になって御小人に登用され
た。

（橋本紘希）

中巻―第一九話

一吉品公、或時、御近習ノ士何某^{姓名}ヲ召テ曰、明日御用之事有之間、
早晨^{ツクシ}ヨリ下馬門ニ出テ待ベシ、暫クモ立去ベカラズトナリ、何某
翌日^{ツト}夙ニ起テ、下馬門ニ至リ不審ナガライ居ル、又其朝、平岡仁
兵衛ヲ召テ曰、御馬ヲカシ玉ハル間、御城下ヲ乗廻シ来ルベシ、
何様ノ所ヲ通ルトモ、下馬スベカラズト仰付ラル、仁兵衛畏テ、
則御座所ヨリ馬ニノリ、下馬御門ニ至ル、時二番ノ足軽下馬スベ

キ旨ヲ断ル、仁兵衛カ云、御意ヲカウムリテ罷通ル間、下馬ニ及バズト答テ通ラントス、御足輕トモ釧棒挟股等ヲ提出テ遮リ止ム、仁兵衛理不俟ニ通ラントス、当番ノ者頭熊谷小兵衛鎗ヲ取テ立出、警ヒ御意ニモセヨ、此方エ先達テ仰出サレ、是ナキニ於テハ通シガタシ、押テ通ラントナラバ、手柄ニ通り玉へ、小兵衛ガ罷アル内ハ、エコソ通スマジキト云テ、思切タルアリサマ也、仁兵衛馬上ニ有リナガラ、我何方ニテモ下馬スベカラズトノ御意ヲウケタレバ、死ストモマリジ、イデサラバ通りテ見セン、止メ玉ヘトテ、刀ノ柄ニ手ヲカクル、傍ニイ居タル何某、見ルニ忍ビズ、躍出制シテ云、双方トモニタガ任ヲ重ンゼラル、所、左モ有ベキ事也、然シナガラ、馬上禁制ノ所ヲ御免トアルハ何ゾ子細有ヘシ、暫待玉へ、我レ御座所ヘ至リ、子細ヲ承リ来ルベシト云ヘバ、双方モ少シ鎮マリ、サラバ善ニ計ヒ玉へ、暫待居ベシトテ、二人ハ拳ヲ握ツテヒカエイル、何某暫ノ内卒示有ヘカラズト云テ、御座所ニイタリ、右ノ子細ヲ審ニ言上シケレバ、其方儀最早御用無之間、下宿スベシ、又仁兵衛義ハ別ノ御用アルノ間、罷帰ルベシト、仰出サレシ故ニ事無難ニ治マリヌ、名将ノ人ノ器量ヲ試シ玉フニハ仕方アルモノナリ

〔校訂〕

①各将↓⑤名将

〔注釈〕

○早晨：早朝。○御座所：藩主の住居。○釧棒挟股：罪人を捕えるときに用いた三つ道具のうちの一つ。前者は撞木に似て丁字形のもの。頭部を鉄

でつくり、多くの歯をつけ、長い木製の柄をつける。後者はU字形の鉄製の頭部に、木製の長い柄をつけたもので、のど首を押えつけるのに用いた（『日本国語大辞典』）。○熊谷小兵衛：上巻第四〇話参照。○手柄ニ：功名となるように見事に（『日本国語大辞典』）。○思切タルアリサマ：かたく決心した様子。○卒示：卒爾。軽率なこと。かるはずみ。○下宿：城中から下がって自分の屋敷に居ること。

〔現代語訳〕

ある時、近習の士である何某（この人の名を忘れた）を呼び寄せて吉品公は言った。「明日、用事があるので、早朝から下馬門で待つて、少しの間も立ち去らないように」。

何某は翌日早く起きて、下馬門で不審に思つて待つていた。また、同じ朝に吉品公は平岡仁兵衛を呼び寄せて「馬を貸すので、城下を乗り回してくるよ。どこを通つても、下馬をしないように」と仰せ付けられた。仁兵衛はかしこまって、すぐに御座所から馬に乗つて、下馬門に至つた。そのときに、番であった足輕は下馬するよう説いた。仁兵衛は「主君の命令を頂いて通るときは、下馬する必要はない」と答えて通ろうとした。足輕たちは、突棒や鉄股などを使って遮つて止めた。仁兵衛は無理やり通ろうとしたが、当番の者頭である熊谷小兵衛が槍を取つてでてきた。「たとえ、主君の命令でも、こちらに前もつて言いつけられていないので通すことができない。無理やり通ろうとするのならば、見事に通つてみなさい。小兵衛がいる間は、どうにも通すことはできない」と言つて決心している様子であった。仁兵衛は馬の上に居ながら、「自分はこの場所でも下馬してはいけないと、主君の命令を受けている。死んでも下りずに、通つてみせるので、止めてみなさい」と言つて、刀の柄に手をかけた。傍にいた何某が、見ていられず、飛び出して制して言った。「双方ともに、自分の任を重んじているところは、さもあるべきである。しかし、馬上禁制の所を通ろうと

するのは、何か詳しい事情があるに違いない。「しばらくここで待っていてください。私が御座所へ行って子細を承ってきますので」と言ったところ、二人は拳を握ってその場に控えた。何某は「しばしの間、軽々しい行動はされないよう」と言って御座所に行き、右の詳細をくわしく明らかに申し上げると、「お前は最早、用はないので家に帰るべきである。また、仁兵衛には別の用事があるので、任地に戻るように」と命じられたので事は無難に治まった。名将が人の器量を試すにはいろんな方法があるものた。

(入江隆亮)

中巻―第二〇話

一吉品公ノ乳母ハ大久保何某ノ母ナリ、尤御寵愛厚ク、老年ニ及ン
 デ御出ノ序、大久保ガ門内迄駕ヲ催サレ、老婦ヲ召出サレ御懇口
 ノ趣ニテ、何ニテモ望アラハ申ベシ、何ナリトモ老婦ガ申儀ナラ
 バ叶エ下サルヘシトノ御意ナリ、老婦御懇意ヲ謝シ、外ニ望ミ申
 義一事モ是ナシ、只諸人ニ御慈悲ヲ願奉ルト申上シ

〔校訂〕

①外ニ望義↓⑤外ニ望ミ申義

〔注釈〕

○大久保何某ノ母：阿こ（大久保治大夫守継の実母で大久保可内武明の養母）。夫（浪人大久保定之進）と死別し、松原左伝次という人物と再縁して女兒を産出。田辺家賢という人物方に起居していたところを吉品が召し出し。実子治大夫は承応元年（一六五二）に吉江で吉品が召し出し。養子可

内は治大夫の孫で元禄五年（一六九二）に阿この跡目を相続。二五石五人。以後も大久保家は福井藩士家として存続（『続片響記 下』『福井藩士履歴』）。

〔現代語訳〕

吉品公の乳母は大久保可内という者の母で、吉品公はその乳母を大切にしておられた。お年を召された吉品公が城下にお出でになった時のこと。吉品公は可内の屋敷にお立ち寄りになり、門内まで駕籠を入れさせ、乳母を召し出された。そして親しく接せられながら「望みがあれば申されよ。そなたの申すことならば、どんなことでも叶えたもうぞ」と言葉をかけられた。すると乳母は吉品公の親身に感謝して「私は公が親しみを持ってくださっている、それだけで十分でございます。ただ、人々にご慈悲をおかけくださいますよう、このことだけを願ひ奉ります」と申し上げたという。

(堀井雅弘)

中巻―第二一話

一柘植伊右衛門、或時、御鷹野先ヨリ急御用アリ、馬ヲ早メテ往還
 筋ヲ来ル、田路ヨリ御鷹匠衆、鷹ヲスエテ来リ、当ト行合シ故、
 御手鷹ナリト声ヲカクル、柘植、御手武士ナリト云テ通シトゾ

〔注釈〕

○柘植伊右衛門：初代は寛文一〇年（一六七〇）、光通に知行五〇〇石で召出された景林（通称は初め平九郎）。貞享の半知の際に暇を下されて後、元禄三年（一六九〇）。ただし松平文庫「貞享三年御新規以来惣侍中押知并御擬作被下帳」では元禄二年とある。吉品によって二五〇石で召し返された（『諸士先祖之記』『吉品給帳』）。二代は通称を初め忠太郎、諱を景房（『姓

名録」では影英」といい、吉邦の代、享保六年（一七二一）に景林の跡知二五〇石を下されている。三代は通称を初め忠五郎、諱を影芳といい、家督は宝曆一〇年（一七六〇）のこと。「南越雑話」中巻の成立は明和九年（一七七二）なので、初々三代のいずれも該当するが、鷹野に関する話であることから、吉品の代すなわち景林の話か。○御鷹野先：鷹野は鷹狩のこと。「福井藩史事典」には「御鷹野場所」として、新開筋（江端村）・菖蒲原筋（吉谷村）・矢代筋（加茂村）・荒川筋（今泉村）・橋上筋（鳥羽村）・吉江筋（吉江村）・柳原筋（家久村）・東郷筋（下馬村）・勝見筋（淵上村）・長土呂筋（長土呂村）・底喰筋（上伏村）・寺前筋川北筋（福井往ノ者）との記載がある。本話はこのうちの往還筋に程近い場所と思われるが、特定はできない。○往還筋：主要な街道。ここでは北陸道往還を指すか。○田路：たみち。あぜ道。○鷹匠衆：『福井藩史事典』によれば、鳥見頭の配下で「御鷹一切の事に関し、夏向は餌飼・夜据を為し、冬向は野合罷出鷹狩を為す。御鷹匠面々も同断」とあり、「御鷹匠方は二十一名あり、士族にて知行百石或は扶持方・切米被下御番供は許され、御鷹のみに関す」とある。「吉品給帳」には「拾五石拾石三人扶持迄 御鷹師拾八人」と見えるが、このほかに知行一〇〇石の面々の中にも鷹匠頭や鷹匠が含まれていたものと思われる。実際「宗矩給帳」には「百石 御鵜鷹方 鈴木甚五太夫」「百石 御鷹匠頭 塚谷源左衛門」などの名が見える。○御手鷹：藩主の鷹。

〔現代語訳〕

柘植伊右衛門は、ある時、御鷹野先から急の御用があつて呼ばれた。馬を急がせて街道筋を御鷹野先へ向かつて来ると、あぜ道から御鷹匠衆が鷹を拳に据えて来たところに、ぱったり出くわした。御鷹匠衆は「こちらは主君の御手鷹であるぞ」と声をかけてきた。これに対し柘植は「それがしは主君の御手武士であるぞ」と言つて通り過ぎたとのことである。

（長野栄俊）

中巻―第二二話

一 柘植如休、老年ニ及シテ、或時愛宕山御遊山ノ時、御菓子ヲ下サルベキ旨ニテ召セラレシカバ、柘植ガ云、侍タルモノ何ゾ食物ノ為ニ遠路ヘ老足ヲハコバント云テ召ニ應セス、其後御兎狩ノ時勢子ナミヲ見セラルベシトテ召サレシカバ、歛シテ罷出シト也

〔注釈〕

○柘植如休：「姓名録」に柘植如休信成。寛文一〇年（一六七〇）に召し出さる。よつてこの条に見える藩主は光通。○愛宕山：現在の足羽山。天正四年（一五七六）、柴田勝家が一乗谷から移転してきた愛宕大権現社に愛宕山を寄進した。○兎狩：練武的性格を付した「兎狩」が行われることがある（赤田光男「狩猟の練武性とウサギ狩りの作法」『ウサギの日本文化史』世界思想社、一九九七年）。○勢子：狩りの際、獲物を追い出したり、包囲して一方へ誘導する人々。

〔現代語訳〕

柘植如休は老年となつてから、ある時愛宕山に殿様が遊びにおいでになった際、お菓子をくださるとのこと、殿が柘植をお召しになったところ、柘植が言うには「侍たるものどうして食べ物のために遠くへ老いの足をばねばならぬのだ」と言つてお召しに応じなかった。

その後御兎狩りの勢子としての技量を見せられよとのことで、殿がお召しになったので、喜んで参上したとのことである。

（田中伸卓）

一鈴木忠右衛門ハ御勝手元メ役ヲ勤メテ功ヲナス、或年東武ニテ諸用多キニ付、新タニ儉約ヲ仰セ付ラル、上下艱難ヲナシテ職ヲツトム、時ニ吉品公木石ヲ愛シ玉ウニヨリ、作り松ヲ求メラレン事ヲ忠右衛門ニ談ジ玉ウ、忠右衛門カ云、今物入多キニヨリ新タニ儉約ヲ仰出サル、ニヨリ、上下困窮ヲナシテ御奉公ヲ勤ム、然ルニ君、若無益ノ事ニ金銀ヲ用ヒ玉ハゞ、人皆心服スベカラス、不可也ト云、吉品公理ニ服シ玉フトイヘ共、意ナヲ止ザルニヨリ、内証金數百金ヲ出シテ、彼松ヲ求メテ引セラル、忠右衛門表御門内ニ於テ松ヲ持来ルニ会フ、忠右衛門ガ云、是誰人ノ指図ニテ持来ルヤ、其方ノ役人ノ云、上ヨリノ仰出サレ也、忠右衛門ガ云、上ヨリノ仰出サレニモセヨ、金銀出入ノ事ハ此忠右衛門ガサシ図セザル事ハ罷ナラズ、早ク持返スベシト也、皆云、上ニモ御物入ライトヒ玉ヒ、御内証ヨリ求メラル、ヨシナレバ苦シカラジ、忠右衛門ガ云、仮令御内証金ニテモ、是皆御領知ノ内ヨリ出ル所ナリ、早々松ヲ返スベシ。御尋アラバ、忠右衛門ガ止メタル由ヲ申達スベシ、必ズ汝ラガ罪ニセジ、皆是非ナク松ヲ持カエス、吉品公是ヲ聞カセラレ、甚怒リ玉フト云ヘ共、理ニ服シ玉ヒ其事止ヌ、亦或年、忠右衛門江戸御留主勤番タリ時ニ、靈岸島御屋鋪ニ稻荷ノ祠アリ、少ニテモ不敬ヲナス時ハ、大ニ崇ヲナス、女童、為ニ因ム者多シ、忠右衛門ガ云、神ハ公ケナルモノ也、女童思ハズ無礼ヲナス、夫ニ崇リヲナスト云ハ、是邪神也、其祠ヲ毀チテ、海

へ捨ツベシト云、人皆云、少シノ無礼アリテダニ崇リアリ、況ンヤ是ヲ毀チ捨バ、必大ナル害アラン、其上君ノ思召モ計リカタシ、強テ毀タント思ヒ玉ハゞ、一応国元エ伺ヒテ可ナラン、忠右衛門ガ云、是可ナラス、我レ道理ヲ以テ邪神ヲ払フ、何ゾ崇リアラン、果若崇リ有トモ、我レ独其害ニアフテ、以来諸人ノ害ヲノゾクベシ、先ンジテ国元へ伺フ時ハ、是君ヲシテ毀タシムル也、是不可也、君ノ命ヲ待ズシテ毀ツ時ハ、我レ是ヲ毀ツナリ、害アリトモ我蒙ラント謂テ、終ニ祠ヲ毀チテ海ニ捨ル

〔校訂〕

① 国本 ↓ ⑤ 国元

〔注釈〕

○鈴木忠右衛門：重房。生国摂津。源兵衛重勝の養子。実父は狛伊勢孝澄与力橋本傳左衛門。「諸士先祖之記」によれば、忠右衛門は光通の治世である延宝元年に養父・源兵衛の跡を継ぎ（二〇〇石）、当初は源兵衛を名乗る。「光通給帳」に「二百石 鈴木源兵衛」、「吉品給帳」には「百五十石 鈴木忠右衛門」とあり、「吉邦給帳」に石高「式百五十石」「自分代式百石半知百石（元禄五年五十石御加増、正徳三年百石御加増）」とある。忠右衛門の名は「諸役年表二」元禄五年（一六九二）の「御奉行」（藩財政の責任者・福井市史通史編2）の欄に見え、享保四年（一七一九）には「テ鈴木」とある（「テ」は朱筆。転役の意）。同年の「諸役年表」に「御勝手掛り附元メ惣受込」（朱筆）長袴席以上」にもその名があり、朱筆で「御奉行御免／元メ役被仰付」と付される。その後、職はそのまま享保一〇年の項に隠居とある。○御勝手元メ役：ここでは、忠右衛門の隠居時の役職「御勝手掛り元メ役」を指すと考えられる（「諸役年表」）。そもそも「御勝手」は幕府に

おいては奥向きの経理を担当する役とされる(『国史大辞典』)。福井藩で近い役名としては「御勝手役」が挙げられ(『福井市史通史編2』『福井藩史事典』)、勘定所に属し「御奉行」の下役として藩財政に携わるとされている。前注で示した通り、忠右衛門は享保四年から「御勝手掛り」の「元メ役」に任じられているが、この役職は「諸役年表」に朱筆で「但／享保年中以後／臨時御役」とあることから、御勝手役とは別の臨時職と考えられる。○作り松：自然に生長するにまかせたものでなく、種々に手を加えて形をととのえた松の木。枝を切ったり、曲げたり、刈り込みをして形をととのえたり、また舟・傘などの形に作ったりする(『日本国語大辞典』)。○内証金：内証金。内証で所持する金。内証で貯めた金。へそくり(『日本国語大辞典』)。○霊岸島御屋敷：現在の東京都中央区新川一丁目・二丁目に所在した福井藩中屋敷。寛永十一年(一六三四)松平忠昌が拝領して以来、江戸時代を通じて存続。屋敷所在地には、現在でも「越前堀」の名称があり、その名残をとどめる。○稲荷ノ祠：現在の徳船稲荷神社(東京都中央区)。例えば、松平文庫『江戸常盤橋霊岸嶋御屋敷図江戸霊岸嶋御屋敷図』中の霊岸島屋敷を描いた図では、北側に「稲荷宮」が確認でき、これに相当すると思われる。

〔現代語訳〕

鈴木忠右衛門は御勝手元締め役を勤めて功績を上げた人である。ある年、江戸において諸費用が多くかかり、新たに儉約が仰せつけられた。身分の上の者も下の者も苦勞してやりくりし、仕事をこなした。そのころ、吉品公は木石を好まれていたため、作り松を購入したいということを忠右衛門にかけあわれた。忠右衛門が言うには「今、物入りが多いということで新たに儉約をご指示なされたために、みなが困窮しつつござんす。あなたも、もし無益の事に金銀を使われたら、人はみな心服しないでしょう。松を買うことはできません」と言った。

吉品公はその道理に従ったものの、欲しいという気持ち止められず、内証金から数百金を出してその松を購入し、城へ引いて来た。忠右衛門が表御門内で松を持って来た一行に出会って「これは誰の指図で持って来たのか」と言うと、そちらの役人が「吉品公の指示です」と言った。忠右衛門が言ったのは「吉品公が命令したことであっても、金銀の出入りのことは忠右衛門の指図がないことは断じて許さない。早く松を持ち帰るように」であった。皆は「吉品公も物入りについては配慮して御内証金からご購入になったということだからよいのではないか」と言ったが、忠右衛門は「御内証金であっても、もとはみな御領知の内から出ているものである。早く松を返しなさい。吉品公からお尋ねがあれば、忠右衛門が止めたと申し上げればよい。決してお前たちの罪にはしない」と言った。皆、仕方なく松を持ち返った。吉品公はこれを聞いて非常にお怒りになったものの、道理に従われたので、この件はこれで終わった。

またある年、忠右衛門の江戸留守勤番在職時、霊岸島屋敷に稲荷の祠があった。稲荷は人々が少しでも不敬な行為をした時は、大いに祟りを与えらるという。女童にも稲荷の祟りに苦しむものが多くいた。忠右衛門は「神は分け隔てのない公なる存在である。女童は悪気なく無礼をはたらく。それに祟りを与えるというのは、邪神のすることである。稲荷の祠を毀して海へ捨てるべきである」と言った。人は皆、「少しの無礼があっても稲荷の祟りがあるのに、まして祠を毀して捨てれば必ず大きな害があるだろう。その上、吉品公のお考えも計り知れないものがある。それでも無理に毀そうと思えば、一応国元に何うのが筋であろう」と忠右衛門に話した。しかし忠右衛門は「それはできない。私は道理をもって邪神を払う。それなのになぜ祟りがあるのか。またもし祟りがあつたとしても、私一人その犠牲となつて、以後は諸人の害を取り除く筈である。祠を毀す前に国元に何えば、それは吉品公が命を發し毀すことになるので、吉品公の責任になつて

しまう。吉品公に何わずに毀すときは、私自身が毀すので、たとえ害があつても私一人が蒙れば済む」と言つて、ついに祠を毀して海に捨てた。

(瓜生由起・田中文敏)

中巻―第二四話

一門奈左近右衛門ハ、飯田主米吹拳ヲ以テ召出サレ、飯田ガ恩ヲ受ル事厚シ、然ルニ、飯田故アツテイトマヲ願フニツキ、末子亀三郎ニ五百石下サレ候条、主米ハ知行所エ蟄居スベキ旨、仰渡サル、ト云ヘトモ御請申サズ、其夜孝顕寺迄立退ク、門奈是ヲキ、御法式アレバトテ、黙止ベキニアラズトテ、孝顕寺エ赴キ、旅用ヲ輔ケ、余波ヲ惜ム、後門奈モ御法式ヲ背クヲ以テ御暇玉ハル

〔校訂〕

①趣↓⑤赴

〔注釈〕

○門奈左近右衛門：知行五〇〇石（綱昌給帳）。延宝二年（一六七四）の松平光通の葬儀で御法事奉行を務めている（国事叢記）。○飯田主米：知行三〇五〇石（光通給帳）。寛文八年（一六六八）に家老に拔擢された（家譜）。しかし、延宝五年（一六七七）に御役御免となり、福井藩を去った（国事叢記）。○吹拳：推拳とも書く。官職への推薦のこと。○亀三郎：飯田主米の末子。亀太郎とも伝わる（国事叢記）。○知行所：自分が支配している土地、知行として給与された土地。○孝顕寺：曹洞宗の寺院。結城秀康が越前国へ入り、多くの寺院が下総結城から北庄へ移転や分寺を行った。

その際、結城孝顕寺も北庄へ分寺を行っている。○法式：作法や儀式、法や掟。○黙止：言うべきことを言わないでいること、あるいは無視すること。○旅用：旅の費用。○余波：名残。人と別れる時に思い切れない気持ちが残ること。

〔現代語訳〕

門奈左近右衛門は飯田主米の推挙によって召し出され、飯田に対して厚く恩を感じていた。さて、飯田がとある理由で辞職を願ひ出たため、末子の亀三郎に五〇〇石が与えられ、主米は知行所へ蟄居するように命じられたが、主米は命に従わず、その夜に孝顕寺へ立ち退いた。門奈はこれ聞いて、法があるからといって、言うべきことを言わずに無視するべきではないと孝顕寺へ赴き、旅費を援助して名残を惜しんだ。その後、門奈も法に背いたことを理由に辞職を命じられた。

(三好康太)

中巻―第二五話

一或時留川ノ鮎ヲトル者数人アリ、牢舎申付ラル、吉品公魚獵ヲ好マセラル、ニヨリ御怒強ク、既ニ斬罪ニ行ハレントノ沙汰アリ、御家老皆禽獸ノ為ニ人ヲ害セラレン事ヲ憂ヒテ諫レトモ用ヒ玉ハズ、或日稲葉采女御用ノ事アリ、三国ニ至リ舟シテ帰ル時、漆ヶ淵留川ニ於テ驕ニ鯉ニ得テ帰り、其旨ヲ演テ右ノ鯉ヲ献ズ、吉品公其意ヲ悟リ玉ヒ、前ニ牢舎サセラレシ者ノ罪ヲ免シ玉フ

〔校訂〕

① 牢 ↓ ⑤ 牢

〔注釈〕

○留川：魚を捕ることを禁じた川（『日本国語大辞典』）。○稲葉采女：稲葉正純。二二七五石（吉品給帳）。元禄二年（一六八九）五月九日に家督を相続し、宝永四年（一七〇七）六月二三日に家老職を仰せ付けられている（福井藩士履歴）。稲葉家のもと美濃国大野郡清水城主であったが、松平忠昌の越後高田藩入封時にお付として糸魚川に居城した。忠昌の福井藩継承の際にも付き従い、越前へ移転している（諸士先祖之記）。○漆ヶ淵：日野川と足羽川が合流する地点にあった淵の名称。淵の上に小渡があり、下には大渡があった（名蹟考）。この付近は好漁場でもあったので禁猟区とされ、福井藩主の川遊びの場とされた（『福井県の地名』）。

〔現代語訳〕

ある時、禁猟とされている川で鮎を捕る者が数人おり、彼らは牢獄行きを命ぜられた。吉品公は漁猟を好まれているのでお怒りが強く、そのうち斬罪が仰せ付けられるだろうとの噂が流れた。家老衆はみな獣のために人を害することを憂い、吉品公を諫めたが、吉品公はお聞き届けにならなかった。

ある日、稲葉采女が御用で三国に赴き、船にて帰る際に漆ヶ淵の禁猟区で好き勝手に鯉を捕えて帰り、その旨を述べて鯉を吉品公へと献上した。吉品公は采女の意図をお悟りになり、前に牢獄行きとなっていた者たちを赦免なされた。

(山田裕輝)

中巻―第二六話

一岡部左膳ハ渥美又治郎ト云テ、御小姓ナリシトキ、秘蔵ノ御茶碗ヲ玉ハリ、小者ニ持セ下宿セシニ、途中ニテ僕過ツテ地ニ落シ微塵ニナス、又治郎大ニ怒リ、小者ヲ押込置、数日ニテ免ス、吉品公此旨ヲ聞シ召レ、又治郎ヲ召テ御叱リナサレ、右ノ僕ヲ如何申付シト御尋アリシカバ、又治郎実ヲ以テ申上ル、吉品公大ニ怒ラセラレ、死罪ニモ行フベキ奴^{ヤツ}ヲ輕キ申付ヤウ也トテ甚御叱リナサル、又治郎カ云、臣ガ不敬下人ガ過チ、尤恐人処ナリ、然シナカラ、下人ガ罪死ニ当ラザルカ、若是ヲ殺サバ、器物ノ為ニ人ヲ害ウト云モノニシテ、禽獸ノ為ニ人ヲ害ウニハ、劣ランカト言上シカバ、吉品公忽チ御気色ナリリ、甚感悦シ玉フ、後年吉邦公、御引移リノ時、又治郎御給仕ニ出シカバ、吉品公吉邦公ニ玉ハク、又治郎ハ家老職ヲモ勤メカネザル器量アルモノナリ、揚テツカイヒ玉ウヤウニトナリ、後岡部新九郎養子ニ仰付ラレ、終ニ御家老トナル、能温厚篤実ヲ以テ、宗矩公ヲ輔佐シ玉フ

〔校訂〕

①云モノニテ ↓ ⑤云モノニシテ ①アゲテ ↓ ⑤揚テ

〔注釈〕

○岡部左膳：「貞享三年御新規以来惣侍中拜知并御擬作被下帳」では九〇〇石で記載、「享保年中兵部大輔宗矩公御代知行高」では二二〇〇石、高知席で記載。『福井藩士履歴』によると元禄三年（一六九〇）に奥御小姓で召し出され、同一〇年に養父岡部新九郎の跡を受けて家督相続、享保一六年

(一七三二)に江戸において家老職に任命されている。後述するようにこのエピソードでは吉品から吉邦への代替わり後に岡部新九郎家への養子入りを命じられており、時系列的に一致しない部分がある。○押込：押籠とも書く。中世から近世に行われた刑罰。『公事方御定書』では「他出不為仕戸を建寄置」と規定され武士および庶民に適用される。二〇日以上、一〇〇日以下、自宅に謹慎、門戸を閉ざし他出を許さない。(『国史大辞典』)。○不敬：敬わないこと。敬意を示さず失礼な言動を取ることを、またはそのさま(『日本国語大辞典』)。○禽獸ノ為二人ヲ害ウ：生類憐みの令(一六八二〜一七〇九)を擲擻したものか。○気色：感情の状態、気分、機嫌、気持ち(『日本国語大辞典』)。○吉邦公：一六八一〜一七二二。八代藩主。宝永七年(一七一〇)藩主就任。○引移：権限・家督などのあり場所を変える、引き継がせる(『日本国語大辞典』)。○岡部新九郎：吉品給帳では九〇〇石で記載されている。○宗矩公：一七一五〜一七四九。一〇代藩主。享保九年(一七二四)藩主就任。

〔現代語訳〕

岡部左膳は旧名、渥美又治郎という名である。小姓を勤めていた時に秘蔵の茶碗を拝領し、それを小者に持たせて帰宅する最中、小者が誤って落とし粉々にしてしまったことがあった。又治郎は大いに怒り、小者を押込としたが、数日間許した。吉品公がこのことをお聞きになり、又治郎を呼び出しお叱りになって「その小者にどのような処罰を申し渡したのか」と問い質したところ、又治郎は処罰の内容を嘘偽りなく答えた。吉品公は大いにお怒りになり、「死罪としてもおかしくない者に、ずいぶん軽い罰を申し付けたものだ」と言って激しくお怒りになった。又治郎は答えて言った。「私の非礼も、家臣が過ちを犯してしまったことも、恐れ入るばかりです。しかし家臣の罪は確かに死に値するものかもしれませんが、もしこれで殺してしまったなら、器物のために人を失ってしまうということであり、

それは鳥や獣を守るために人を失うことよりも劣る行為ではありませんかと。すると吉品公はたちまち怒りを鎮められ、たいへん感心なされたという。後年、吉邦公に代替わりされ又治郎が給仕をすることがあった時に、吉品公はどのように吉邦公に仰った。「又治郎は家老をも務められる器量の持ち主である。重く用いられるとよい」と。後に岡部新九郎の養子に命じられ、ついには家老となった。温厚篤実さを持つて宗矩公をよく支えたという。

(中村 賢)

中巻―第二七話

一松尾新助ハ小身者ナリシガ、其容貌甚美シ、出羽守様、御供廻男ヲ御撰ナサル、ニヨリ、新助ヲ御覽ゼラレ、吉品公へ御所望ニテ、ツカハサル、ニ於テハ、二百石下サルベキ旨也、此旨新助エ仰付ラレ、誠ニ其方ガ面目、此上ナキ事ナレバ、參ルヘキ旨仰出サル、新助ガ云、誠ニ臣ガ身ニ於テ過分ノ仕合ニ候ヘトモ、何程ノ榮華ヲ極ムルト云トモ、譜代ノ御主人ヲ放レ、他家ニ仕ユル所存更ニナシ、然ルヲ他へ參ルヘキ者ト思召レ候コソ、御情ナキニ似タレ、此旨御意ニ背キ、曲事ニ仰付ラル、ニ於テハ、縦ヒ御草履ヲ取テナリトモ、御家ニ相勤タキ段申上ル、吉品公聞シ召レ、甚御満足ニ思召ル、出羽守様へ此旨仰達セラレ、御断有シカバ、彼方ニテモ甚御称美ナサレシ由也、後新助ニ禄ヲ増シ玉ヒ、御懇口ナリシトゾ

〔校訂〕

①栄花↓⑤栄華 ①普代↓⑤譜代

〔注釈〕

○松尾新助：諱は清直。本国は大和。承応二年（一六五四）、四代光通の代に徒となる。吉品の代に一五〇石（姓名録）「諸士先祖之記」。○出羽守様：松江松平家三代藩主綱近。一六五九〜一七〇九。幼名は万助。初名は綱周。延宝三年（一六七五）五月三十一日に襲封。神門郡の開拓、漆・桑の栽培、製鉄などを奨励した。

〔現代語訳〕

松尾新助は身分の低い者であったが、その容貌は大変美しかった。出羽守綱近様がお供廻りの男をお選びになっていたときに、新助を御覧になった。綱近様は「新助が私の許に参るのであれば、新助に二〇〇石を下してもいい」と吉品公へご所望になった。

吉品公は、「綱近様にお気に召されることは、お前の評価がこのうえなく高まることになるだろう。ゆえに綱近様の許へ参れ」と新助に命じた。これに対し新助は「一家臣の身に余る光栄です。しかし、綱近様のもともとどれほどの栄華を極めようと、譜代の御主人を離れ、他家に仕えようとは全く考えていません。それにもかかわらず、私に『綱近様の許へ参れ』とお思ひになって居るのは、大変無情なように思います。このことが吉品公の御意に背いて曲事に命じられ、たとえ草履取しか行えなくても、吉品公にお仕えしたくございます」と言った。

吉品公はこれをお聞きになると大変ご満悦になった。吉品公は綱近様へこのことをお伝えし、新助の件についてお断りしたところ、綱近様もこの話について新助を賞賛したという。このうち、新助に禄を増し、懇ろになったという。

(水野佑一)

中巻―第二八話

一或時加州金沢ノ侍、白鬼女ノ渡^{ワタリ}ニテ、涉^{ワタシモリ}人、聊無礼アルヲ以テ成敗ス、当地罷通ル節、町奉行所^{ウツク}エテ通ル、其後金沢ヨリ、思召モ有之間鋪ヤノ旨、申来ル、吉品公御返事ニ、何方ニ於テモ、侍ニ無礼ヲナス者ハ、成敗ヲ加ユル事、定リタル儀ナリ、然レハ以^レ来其方ノ領分ニテ、此方ノ士トモ、如此儀是アリトモ、御互ノ事ニ候エハ、御届ケ申マジキト也

〔注釈〕

○涉人：渡し守のことか。渡し舟の船頭。○町奉行：貞享年中より寺社奉行兼務となり、一人が城下すべての寺社ならびに町民の支配にあたった。行政・戸籍賞罰等を掌り、目付の立ち合いで武士の犯罪の審理にもあたるなど、行刑において広範な権限を有していた（『福井藩史事典』『福井市史通史編二』）。

〔現代語訳〕

ある時、加賀国金沢の侍が白鬼女の渡しにて、渡し守がいささか無礼を働いたので成敗した。そのため当地（福井城下）を通る際、町奉行所へ申し出て通った。その後、金沢から「処罰などのお考えがないであろうか」と伝えてきた。吉品公はお返事に、「何方においても、侍に無礼を働く者は、成敗をする事が定めてある。そうであるならば、以後、その方の領分で、こちらの武士たちが同じような事があっても、お互いの事であるので、お届けをしなくてもよい」ということになった。

(内田好美)

一安見^{ジュウク}寿伯、大塩新平ニ聊意趣アリケン、江戸御屋敷中ノ口ノ廊下ナル所ニ新平ヲマツ、新平何心ナク通ル所ヲ踊り出テ胸グラヲトリ、小脇差ヲ以テ咽喉^{クツヅエ}ヲ刺ス、新平少シク身ヲ開ケバ、寿伯突余^{キヤキ}リ鋒^{キヤキ}ヲ壁ニ突コム、新平スカサズ其利手^{キヤテ}ヲトリ、脇差ヲ抜テ寿伯ガ腹^サヲ刺ス、人々其音ヲキ、ツケテ駈集リ、左右エ引分ル、早速人ヲ以テ新平ニ故ヲ尋ネラル、新平カ云、寿伯、臣ニ意趣アルヤ、臣ニ於テ覚悟ナシ、不慮ニ刃傷^{ニラジヤツ}ニ及フヲ以テ臣無執是ニ応ズ、且刀ヲ用ユヘキ事ナルヲ脇差ヲ用ユル、是ハ場所セマク、其上引組デノ勝負故、如此ト應對流ル、ガ如シ、寿伯ハ深手ヲ蒙^{カケム}ルト云ヘトモ、死セザルニヨリ、療治ヲ加エラル、然ルニ新平ガ容貌愚ニシテ其風柔弱ナリ、是故ニ兼テ思召ニモ叶ハザリシガ、此度ノ一件落付タル働キニヨリ、密ニ新平ヲ称美セラレ、寿伯ガ手疵癒ルニ於テハ双方和順ヲナサシメントノ玉ヒシガ、寿伯程ナク死スルニヨリ、大法ニマカセ、新平ニモ死ヲ賜フ

〔注釈〕

○安見寿伯：福井藩表鍼医。一〇〇石（『越前人物志』）。父は同藩鍼医安見祐軒。なお、『越前人物志』によると、大塩との刃傷事件の結末は、寿伯に切腹が命じられたとあり（大塩については不明）、本書の記述とは異なる。また、安見家の家督は、子の寿碩が祖父祐軒の養子となる形で相続された（『続片響記』）。○大塩新平：吉江藩士。一〇〇石。奏者（『越前吉江給帳』『鯖江市史 通史編上巻』『鯖江市、一九九三年』）。その他の史料には名前がみら

れないようだが、昌親の福井藩家督相続による吉江藩の吸収後、福井藩士になったものと思われる。○小脇差：脇差のなかでも長さが短いもの。○大法：重要な法令。ここでは「喧嘩両成敗」のことを指していると思われるが、「喧嘩両成敗」自体は法令で定められているわけではなく、慣習法として武家社会で広まっていたもの。

〔現代語訳〕

安見寿伯は、大塩新平に何らかの恨みがあったのだろう、江戸屋敷の中口の廊下で新平を待った。新平がなにげなく通ったところを踊り出て胸ぐらをつかみ、小脇差をのどをめがけて刺そうとした。新平わずかに身をかわしたので、寿伯は突ききれずに切っ先を壁に突っ込んだ。新平はさすが利き手をつかんで自らの脇差を抜いて寿伯の腹を刺した。人々がその音を聞きつけて集まり、両者を引き離れた。すぐに人が新平に訳を尋ねた。新平が言うには「寿伯は、私に恨みがあったのだらうか私には覚えがない。思いがけず刃傷におよんだので私は仕方なくこれに応じたまでだ。また、刀を使うべきところ脇差を使ったのは、場所が狭いうえに、相手を押さえつけた状態での勝負だったので、このようになった」と流れるように受け答えた。寿伯は深手を負ったけれども、死んではいなかったため治療を受けた。

ところで、新平は容姿が悪くて気弱な雰囲気をもっており、そのため前から主君にも気に入られていなかったが、今回の一件の落ち着き払った活躍で、ひそかに褒め称えられ、寿伯の傷が治ったら、両者を和解させようとしていたが、寿伯はしばらくすると死んでしまったので、法にのっとって新平にも死罪を命じられた。

（斉藤照徳）

中巻―第三〇話

一吉品公或時、御菩提所ノ住僧方ヲ招カセラレ、御料理ヲ下サレテ、色々御雑談アリシガ、新作ノ御刀ヲ取出サレ、戯レテノ玉ク、此刀ハ、此頃新タニ申付シ所也、死後棺中へ納レサセ、泉下ニ於テ牛頭馬頭ノ鬼トモヲ撫切りニセン為ノ仕度ナリ、故ニ何レモヘ見セラレ、トノ御意ナリ、皆謹テ拝見シヌ、其飾リヲ専ラニセズシテ尤霜刀、何レモ感嘆シテ次々へ廻ス、時ニ華藏寺（けそうじ）追テ考ニ東光寺トモ云北溪和尚トアリ、謹テ拝見シ、不案内ノ儀ナガラ、誠ニ結構ナル御刀ナリ、泉下ノ悪鬼モ、ヤハカ、此刃ニカ、ラザラン、只此上ニハ御心ノ錆サルヤウニ遊ハサルベシト申上シ

〔校訂〕

①東光寺→⑤東光寺トモ云。

〔注釈〕

○菩提所：華藏寺は、結城秀康の入部にともなつて結城から北庄へ移された寺院のひとつで、ほかに孝顕寺、乗国寺、安穩寺、妙国寺、不動院、本瑞寺などが知られている。このうち秀康が葬られたのは孝顕寺で、のちに浄光院（運正寺）に改葬された。また東光寺は、越後高田から入封した忠昌が移建したもので、文中の吉品自身の菩提寺は瑞源寺であつた（『福井県史通史編三三』）。こうした菩提寺の住持らを招いた藩主による饗応は、幕末では慶永の初入国後、二度目に在国した弘化二年（一八四五）、同四年にいずれも二月下旬に行われたことがわかるが、その後慶応元年（一八六五）から同三年では実施されていない（松平文庫「少傅日録抄」「御側向頭取

御用日記」、宮崎長円家文書〔鈴木主税〕御用日記）。○泉下：黄泉の下。死後の世界。○牛頭馬頭ノ鬼：頭が牛や馬でからだは人の形をした鬼で、地獄で死者を責めるといふ。○霜刀：鋭く光る刀。○ヤハカ：まさか。よもや。

〔現代語訳〕

吉品公がある時、菩提寺の住職方を招かれて御料理を下され、いろいろ御雑談をなされた。新作の御刀を取り出されて戯れにおっしゃつたのは、「この刀は近ごろ新しく申付けて作らせたものだ。死後に棺の中に入れてみなへ見せておこう」との御意であつた。一同謹んで拝見した。飾りにはこだわらず、いかにも霜のように鋭く光るその刀にみな感嘆し、つぎつぎと回覧した。その時華藏寺の住職（追考するに東光寺ともいわれ、北溪和尚とある）が「刀剣には不案内ではありますが、誠に結構な御刀です。地獄の悪鬼もよもや、この刃にかからないこととございますまい。ただこの上は、お心が錆ないようになさるべきでしょう」と申し上げたという。

（柳沢美生子）

中巻―第三一話

一片山与三右衛門御近習タリシ時、御坊主、聊過有ヲ以テ、大ニ叱ル、是非明カニ言語審カ也、宗矩公計ラズモ、程近キ所ニテ此由ヲ御聞ナサレ、思召旨アリケン、程ナク与三右衛門ヲ郡奉行ニ任ゼラル、与三右衛門ヨク時勢ヲシリ、猛ヲ表トシテ、内ニ慈愛ヲカヌ、而シテ民ヲ治ム、土民振ヒ恐レテ屈伏ス、又音物ヲナシテ諂フ者アリ、辞セズシテ是ヲ受ル、与三右衛門素ヨリ、性廉潔、訟ヲキ、

争論ヲ分ツニ至ツテ、利非明白、親疎ノヘタテナシ、彼音物ヲ以テ諂フ者目ヲ止ム、

〔注釈〕

○片山与三右衛門：平七。表御小姓で二〇〇石（『宗矩給帳』）。享保一七年（一七三二）に郡奉行となる（『福井藩士履歴』）。片山良庵（上巻第三三話参照）の四世あと（『越前人物志』）。○御坊主：中奥に住居する藩主に近侍する役の一つ。格式としては下士の目見以下で、御茶方、御召方、御小道具掛などを勤める（『福井藩史事典』）。○郡奉行：敦賀郡を除き七郡を三分して上領・中領・下領とし、郡部一切を掌る。番士より人選にて拜命、役人並席末之番外だったが、後に席が昇り、物頭或いは奉行次席となる（『福井藩史事典』）。○猛：いかめしいこと。またそのさま（『日本国語大辞典』）。○廉潔：清廉で潔白なこと（『日本国語大辞典』）。

〔現代語訳〕

片山与三右衛門が御近習だった時、御坊主に少し過ちがあったので大いに叱った。善悪を明らかにし言葉は細部まではっきりしていた。宗矩公は偶然、近いところでのこのことを聞いていて、思うところがあった。それからまもなく与三右衛門を郡奉行に任じた。与三右衛門は世の事を知り、厳しい顔つきをしながら、心うちには慈愛をおいて、民を治めた。士民は震え恐れて服従した。また、贈り物をして追従する者がいた。与三右衛門は断らず是を受け取った。与三右衛門はもとから性格は清廉潔白で訟を聞いて、争論を判断するのに、道理にかなっているかを明らかにし、自らに親しい疎いで隔てることはなかった。このように贈り物をして追従する者も、自然といなくなつた。

（九千房英之）

中巻―第三二話

一 沼野半太夫ト云者ハ酒井玄蕃与力ノ士ナリ、御半知ノキサミ、御暇下サル、後三州吉田松平侯ニ仕へ、禄千石ヲ喰^{ハン}テ元老トナル、或時玄蕃、江戸往来ノ時、吉田ニ止宿セシニ、半太夫来テ見ユ、古郷^{コキヤウ}エハ錦ヲ着ルニ比ヒ、其身ハ馬ニ跨リ^{マタガ}、供廻リ美麗ニ出立セテ来ル、旅宿ノ式台ヲ上ル時、刀ヲ取テ若党ニ渡シ、是ハ我カ主筋ノ人ナリト高声ニ謂キカス、サテ奥へ通り対面ス、半太夫次ノ間ニアツテ玄蕃ト同席セズ、玄蕃強ヒテ席ヲ進ム、再三辞シ漸クニシテ同席ニ入ル、始終君臣ノ礼ノ如シ、皆人半太夫ガ古ヲ忘レサル事ヲ感嘆ス

〔校訂〕

①玄番→⑤玄蕃

〔注釈〕

○沼野半太夫：与力は給帳類で名前を確認できない。「綱昌給帳」には酒井玄蕃の知行八〇五〇石のうち二二五〇石が与力一五人分とあり、このうちの一人か。また貞享三年（一六八六）の半知に際しては、高禄の藩士につけられた全与力二一六人が暇を下されており、「半知ニ付家中減員覚帳」に記される「酒井玄蕃与力十五人」のなかに沼野が含まれていたものと思われる。○酒井玄蕃：高知席酒井家の当主は二〜四代が玄蕃を通称とした。貞享三年（一六八六）の半知時点は二代の元知（家督期間は寛文四〜元禄一〇年）で知行は八〇五〇石（内二二五〇石が与力知一五人分）（『綱昌給帳』）。半知に際して「八千五十石半知 但（二千二百五十石与力知、

千七百七十五石拜知ノ内)減」となった結果、知行は四〇二五石(松平文庫八九二「貞享三年御新規以来惣侍中拜知并御擬作被下帳」。本話は半知から一定期間を経た出来事と考えられ、元禄一〇〇元文元年(一六九七)一七三六)の三代重房(のち知房。家督は)である可能性が高い。○三州吉田：三河吉田藩は転封が多く、近世を通じての藩主は一〇家二一代を数える(『藩史大事典 第4巻』新人物往来社、一九八九年)。○松平侯：吉田藩主となった松平家は、正徳二〇享保一四年(一七一二)二九)および寛延二〇明治四年(一七四九)一八七二)の大河内松平家、享保一四〇寛延二年の本庄松平家が該当する。沼野との関連では、宝永二年(一七〇五)一〇月、牧野家が下総古河藩から三河吉田藩に転封となった際の「吉田請取覚書」(『豊橋市史 第六巻』豊橋市、一九七六年、一〇)に浜松御家老として沼野半太夫の名が見えるため、この「松平侯」は本庄松平家(本庄家への松平賜姓は宝永二年三月のこと)。○家老・元老：『宮津市史 史料編 第二巻』(宮津市、一九九七年)の「沼野家文書」の解説によれば、同家は「本庄氏で最高の知行高をもち、代々家老職を勤めた」とある。しかし、「延宝九年九月三日に「客人」として本庄宗資に召出され、沼野半太夫の名を賜った。その後、天和三年(一六八三)に「御家之御政事并御仕置筋」を頼まれ(略)」との記載もあり、貞享半知時に越前松平家を召し放たれたとする本話の記載との間に齟齬が見られる。その後、貞享五年(一六八八)に知行一五〇石、元禄五年(一六九二)に四五〇石、同二年に七五〇石、同一七年に一〇五〇石にまで加増され、正徳五年(一七一五)に隠居したという。したがって、本話は本庄松平家が吉田藩主となった享保一四年(一七二九)以降の話ではありえず、両者が吉田で会ったという部分は成立したい。本話が史実とすれば、本庄松平家が東海道沿いに初めて領知を得た元禄一四年(一七〇一)の浜松藩就封以降、半大夫が隠居する正徳五年までの間のできごとであり、舞台も浜松ということになる。○式台：玄

関の前にある低い板敷の部分。江戸中期頃からできる(『日本国語大辞典』)。○若党：徒より身分が低く、足軽・小者・中間より上位にあった者とされるが、藩によって身分の上下があり、武家奉公人を指す場合もある。

〔現代語訳〕

沼野半太夫という者は、酒井玄蕃の与力であったが、貞享三年(一六八六)の御半知のときに暇を下された。後に三河吉田藩主松平侯に仕えて、家禄一〇〇〇石を食んで元老(主家老)となった。

ある時、玄蕃が江戸往來の時に吉田に止宿した際、半太夫が玄蕃の旅宿に来て会うことになった。故郷に錦を飾るの例にならって、半太夫自身は馬にまたがり、その供回りも美しいで立ちでやって来た。宿の式台を上げる時、刀を取って若党に渡し、「いまから会う方は私の主筋の方だ」と声高に言って聞かせた。さて、奥へと通って玄蕃に対面となったが、半太夫は次の間において、玄蕃とは同席しない。そこで玄蕃が強い席を進めるも、半太夫は再三これを辞して、ようやくにして同席することになった。その様子は始終、君臣の礼のようであった。これを見た人、聞いた人は、半太夫が昔の福居時代を忘れていないことに感嘆した。

(長野栄俊)

中巻―第三三話

一吉品公或時、柳沢美濃守亭へ入セラル、其頃柳沢ガ権威、比スル者ナシ、故ニ諸侯是ニ詔ヒテ、柳沢ガ宅へ至ル時ハ、表ニ刀ヲ置テ書院エ通ル人多シ、吉品公、少モ詔フノ意ナキニヨリ、御刀ヲ書院迄持セラレ、然モ御側近ク置セラル、然ルニ柳沢ガ家来、滝口平太左衛門ト云者、廊下ナル所ニ出迎エテ、御刀ヲ是エツカハ

サレ候へト云、吉品公、否、自分ハ苦シカラズトノ玉ヒテ、其マ、奥へ入ラセラル、平太左衛門ハモト、御家ニ仕エテ、御半知ノ時、御暇玉ハリ、柳沢ニ仕ウ、禄千石余ヲ受テ家老トナル、然ルニ吉品公ノ御風儀、柳沢ガ意ニソムキ、御為アシカラン事ヲ思ヒテ、右ノ如ク計ヒシ者也、サテ吉品公、柳沢ニ御対顔アリ、御咄ノ序ニ、其元ニハ善キ家来ヲ持玉フモノカナ、只今アレニテ、予カ刀ヲ受取ント云シ者アリ、此者ハ前方、予ガ方ニ召仕ヒテ滝口平太左衛門ト、申タリシ者ナリトノ玉ヒシカハ、柳沢大ヒニ迷惑イタサレ、平太左衛門ニ、百日閉門申付ラレシトゾ

〔注釈〕

○柳沢美濃守：柳沢吉保。一六五八〜一七一四。一七〇一年綱吉の諱より「吉」の一字と「松平」の姓を許され「美濃守吉保」となる。一五万石、老中上座。○滝口平太左衛門：給帳なし。「御家ヨリ出候者ニ而、兼々御家之儀大切ニ仕者」と「国事叢記」にあり。柳沢吉保家老、八〇〇石「甲府御城付」。

○風儀：行儀、作法、しつけ（『日本国語大辞典』）。○百日閉門：武士・僧侶・社人に科せられる閏刑の一種。門と窓を閉じる。期間中何人も一切の出入りが許されない（『国史大辞典』）

〔現代語訳〕

吉品公はある時、柳沢美濃守の屋敷へお越しになった。その頃柳沢の権威は比類ないものであった。そのため諸大名は柳沢に諂い、柳沢の屋敷へ来た時には、表に刀を置いて書院へ入る者が多かった。吉品公は、少しも諂うつもりがなかったため、刀を書院までお持ちになり、しかも側近くに置かれた。そこで柳沢の家来である滝口平太左衛門という者が、廊下で出迎えて、「御刀をこちらに預けてください」と言った。吉品公は「いや、私

は構わない」とおっしゃって、そのまま奥へお入りになった。平太左衛門は以前に越前松平家に仕えていたが、御半知の時に、暇をだされ、柳沢に仕え家禄千石余を支給されて家老となっていた。ところが吉品公の作法が、柳沢の意向に反しているため、吉品のためにならない事を思い、右のように取りなしたのである。さて吉品公は、柳沢に対面されると、話のついでに、「あなたはよい家来をお持ちです。先ほどあちらで、予の刀を受取るうとした者がいました。この者がかつて、予の藩に召仕えられていた滝口平太左衛門と申すものです」とおっしゃったので、柳沢はひどく申し訳なく思われ、平太左衛門に百日閉門を申付けられたそうだ。

（北村明恵）